

貴金属等の「訪問購入」にご注意！！

【事例 30歳代女性】

ある日突然、「不要な貴金属を買い取ります。アクセサリーでも見せてほしい。」と業者が訪問してきた。母親から貰った金のネックレスを見せたところ「これは不純物が混ざっている。」と言って、5千円で買い取って行った。

後日母親に言ったら、「あれは良い物で高かったのよ。」と言われた。クーリング・オフはできるのか。

従来の「訪問販売」に加えて「訪問購入」が、改正特定商取引法（H25.2.21施行）により規制の対象となりました。具体的には①不招請勧誘（飛び込みの勧誘等）の禁止、②業者の連絡先や解約などを記載した書面の交付、③物品の引渡し拒絶、④8日以内のクーリング・オフなどのルールが定められました。

また、改正埼玉県消費生活条例（H25.7.1施行）では、改正特定商取引法で適用除外とされている着物、中古車、書籍なども含め、全ての物品・権利の買取り型取引が規制の対象になりました。

法律や条例による消費者保護規定に加え、トラブルを避けるために、次の点に注意しましょう。

【消費者へのアドバイス】

- ① 突然の業者訪問は禁止されています。電話などで訪問したいと言われても、買い取ってもらおうつもりがないなら、きっぱり断りましょう。
- ② 不要な着物の買取りに来た業者が、同時に貴金属の買取りの勧誘をすることは、法律で禁止されています。
- ③ 今回の法改正で訪問購入もクーリング・オフができるようになりましたが、一度物品を引き渡すと取り返すことは困難です。クーリング・オフの8日間は物品の引き渡しを拒むことができますので、手元に置いておきましょう。
- ④ 古物を買取る場合は、「古物商許可証」や「古物商行商従業者証」を携帯しなければなりません。話を聞く前にこの許可証の提示を求めましょう。
- ⑤ 強引な勧誘を受けたり、断っているにもかかわらず居座ったり、「貴金属を出せ」と強く迫られるなど不安を感じたときは、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。

（問合せ先） 行田市消費生活センター（市役所内・内線495）または
埼玉県消費生活支援センター春日部048-734-0999